+-	ーワー	・ド	被災者支援 生活困窮者 相談支援 啓発 活動地域 東京都
事	業	名	広域避難者の生活を支える無料法律相談等事業
事	業 年	度	平成 25 年度 助 成 金 額 2,532 千円
団	体	名	東京災害支援ネット
			〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-14
所	在	地	SK90ビル302 森川法律事務所
			TEL: 080-4322-2018
団	体 H	Р	http://blog.goo.ne.jp/tossnet

事業の背景

◆東日本大震災の被災者は、子どもの健康等を気遣い多くの方が広域避難をしています。生活費工面やこどもの学校の対応、近所づきあい等の困難がともなう上、不動産登記等法律的な支援が必要なことも多く出ています。特に、警戒区域外からの避難者は、行政からの支援制度外となっていることが多く、その実態把握や法律上の実質的な支援が必要となっています。

事業の概要

- ◆広域避難者コミュニティに、震災支援に詳しい法律家を派遣し、無料法律相談会を 実施しました。延べ1,000名ほどの避難者が参加し、法律家と気軽に相談でき る機会を設けることができました。
- ◆コミュニティに参加できない広域避難者や、即時の法律相談を希望する避難者には、 法律家が常時(平日 10 時から 17 時)携行している携帯電話で相談を受けました。
- ◆広域避難者と被災地滞在者が現在困っていることや整備してほしい制度などを調査するためにアンケートを行い、その結果を支援に結びつける活動を行いました。また、広域避難者集会では、直に避難生活等の話を聞くことができ、避難者心理をの理解をさらに深めることができました。
- ◆広域避難者支援研修会では、法律家等から、支援活動への参加や協力等の呼びかけ、 法律家、支援者、大学教員、一般市民等、幅広い層に支援の必要性の周知を行いま した。参加した看護師からは「メンタル面でのサポートをしたい」というコメント も寄せられ、支援の参加に結びつけることもできました。

ここに注目!

☞法律家としての視点を前面に掲げ、能動的に被災者からのニーズを発掘することを糸口として取り組んだ事業でした。災害という非日常の事態で明日をも知れぬ不安・恐怖・混迷の中におられる被災者の方々の中に分け入り、今ある社会的支援制度の提示はもとより、発生時期、様態、被災に軽重等々一様でない相談に対応しました。

<u>クリック!></u>

☞また、活動を通じて得られた被災者の声から、社会的支援の在り方を提案しようとする姿勢は、本助成事業の趣旨に大いに合致するものであり、今後の被災者支援活動の参考となることが期待されます。